

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第 45 号 2017 年 7 月

## HEADLINE

本号では、法務省法務総合研究所と独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催、大阪商工会議所が共催し、在日本ラオス人民民主共和国大使館、在京都ラオス人民民主共和国名誉領事館、公益社団法人関西経済連合会、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部及び当財団が後援して、平成 29 年 2 月 28 日（火）に大阪中之島合同庁舎 2 階国際会議室で開催されたシンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」を取り上げました。

第一部では、駐日ラオス人民民主共和国大使のヴィロード・スンダーラー氏に「ラオス新民法典制定の意義」を講演いただいたのを始め、日本及びラオスの関係者に講演をいただきました。

第二部では、「ラオス民法典制定と実務上の課題」について、アジア法務に詳しい日本の弁護士の先生方とラオスから来日された法曹関係者の方とのパネルディスカッションが行われ、取引において実際に起こり得る民法上の問題点について、ラオス民法典における規定や運用はどのようになっているか、規定や運用が実際の取引実務の要請に合っているか等について、有意義な情報共有がなされました。

（目次）

開会挨拶 JICA 産業開発・公共政策部審議役 河西 裕之 …………… 2

### 第一部 講演・発表

- 1・ラオス新民法典制定の意義 …………… 3  
駐日ラオス人民民主共和国大使 ヴィロード・スンダーラー
- 2・メコン地域における投資環境 …………… 5  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部 古賀 健司
- 3・ラオスに進出した日系企業の現況 …………… 1 1  
株式会社アデランス生産本部執行役員 後藤 雅仁  
株式会社アデランス生産本部生産管理部長 小笠原 伸夫
- 4・ラオスに対する日本の法整備支援 …………… 1 5  
法務省法務総合研究所国際協力部副部長  
元 JICA ラオス長期派遣専門家 伊藤 浩之

5・ラオス新民法典の概要	20
ラオス司法省法務審査・調査局長 ナロンリット・ノラシン	

## 第二部 パネルディスカッション

「ラオス民法典制定と実務上の課題」	23
慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘	
ラオス司法省法務審査・調査局長 ナロンリット・ノラシン	
ラオス中部高等裁判所長 ソムサック・タイブンラック	
森・濱田松本法律事務所／弁護士 江口 拓哉	
アンダーソン・毛利・友常法律事務所／弁護士 山口 大介	

## 第三部

質疑応答	34
閉会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井 光平	35

司会： 法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

資料（リンクをクリックすると添付資料が閲覧できます）

- 1、シンポジウムフライヤー
- 2、ジェットロ 大阪本部 古賀健司氏資料
- 3、国際協力部副部長 伊藤浩之氏資料
- 4、第2部パネルディスカッション問題
- 5、ラオス民法典草案条文抜粋

## 開会挨拶

河西 裕之（独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部審議役）

○河西 本日は、法務省法務総合研究所とともに、「ラオス民法典制定と実務上の課題」と題するシンポジウムを開催することができまして、大変喜ばしく思っています。駐日ラオス人民民主共和国大使、ヴィロード・スンダーラー閣下ご臨席の下で、非常に大勢の方に参加をいただいています。JICAを代表いたしまして、ご来場いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

本日のシンポジウムでは、制定の最終段階にあるラオス民法典の意義ですとか概要、それからメコン地域における投資環境の現状、さらに実際にラオスで活動しておられる企業の方からも現地の状況についてご講演をいただくことになっています。その上で、第2部といたしまして、民間企業が東南アジアで活動する際に、実際に直面し得る民法上の諸問題、このことを浮き彫りにしつつ、ラオスの新しい民法典がそのことに対してどのように対応しようとしているかについて、ご議論いただくという予定になっています。

ラオスの民法典は、ラオスの皆様の手によって起草されました。40人もの人数からなるテクニカルチームが組成されまして、ラオスの文化、風土、伝統に合うよう、ラオスの皆

様自身による調査，研究が重ねられ，そして一つ一つの条文についての検討が積み重ねられた上で起草されました。自らの民法典を自分たちの手で作り上げたラオスの皆様に敬意を表したいと思います。

そして，このラオス民法典の起草の過程では，本日ご臨席をいただいております松尾先生を始めとするアドバイザーグループの先生の皆様，それから法務省の皆様の絶大なるご支援をいただいております。民法典の起草に自らの手で取り組むラオスの皆様，そしてそれを日本側が全面的に支援をするということをございまして，日本の技術協力としては輝かしい軌跡を示してきたのではないかと考えています。この場をお借りしまして，全ての関係の皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。

JICAは，法整備支援を本格的に開始したのが1996年でございます。そしてその2年後の1998年にJICAはラオスに対する法整備支援を開始いたしました。当初は日本での本邦研修ですとか，専門家の短期的な派遣という内容でございましたが，2003年度からは技術協力プロジェクトとして本格的な支援を開始いたしました。

現在では，4人の日本人の専門家がラオスに常駐してラオスの法整備の支援に日々取り組んでいます。支援の対象といたしましては，本日のシンポジウムのテーマともなっております民法典の制定，それから経済紛争解決法ですとか労働法のハンドブックの作成，また刑事手続に関するQ&A集の作成，それから法曹人材を育成するための教育機関向けの研修資料の作成といった活動を行っています。

JICAでは，1996年度に法整備支援を開始しましてから，今年度で20年という節目の年を迎えています。この20年の間に，ラオスを始めとして東南アジア諸国を中心に少しずつ法整備支援をしている国を増やしてまいりまして，現在ではアジアにとどまらず，アフリカにも法整備支援を展開するという状況になっております。

私どもJICAでは，この20年の法整備支援の歩みを書籍として取りまとめるべく作業を行っているところでございます。その過程で，さまざまな方へのインタビューも行っています。インタビューを行っている中で改めて感じますことは，法整備支援を効果的に実施するためには，やはり多くの方々との緊密な連携，協力が不可欠であるということでございます。書籍はまだ準備しているところですので出版日は未定でございますが，年内には完成させたいというふうに考えておりますことを，この場をお借りしまして紹介させていただきたいと思います。

最後になりましたが，本日のシンポジウムの開催にご尽力をいただきました関係の皆様に，改めて感謝申し上げます。それとともに，本日の講演や議論を通じまして，ご出席の皆様が有益な情報を交換していただき，シンポジウムが有意義なものとなること，そしてラオスと日本の協力関係がさらに発展していくことを祈念いたしまして，私の挨拶とさせていただきます。コプチャイ・ライライ。

## 講演・発表

### 1・ラオス新民法典制定の意義

講師：ヴィロード・スンダーラー 氏（駐日ラオス人民民主共和国大使）

○ヴィロード 尊敬する J I C A 産業開発・公共政策部審議役河西様，そしてラオスの民法典起草のテクニカルチームのリーダーであるナロンリット様，法務省法務総合研究所国際協力部（I C D）の部長の阪井様，そしてご参集の皆様，本日は法務総合研究所，そして J I C A の主催で実施するラオス民法典に関するシンポジウムにお招きいただき，光栄に存じます。

このシンポジウムでは，ラオスの民法典制定のプロセス及びさまざまな実務の課題について，皆さんと一緒に意見交換ができますこと，そしてこのたび，美しい大阪を訪れることができたことを，大変嬉しく思っております。本日，お忙しい中，本シンポジウムにご参集いただいた皆様に，私，在日本ラオス大使館の大使として歓迎を申し上げますとともに，大変感謝しております。そして，個人的にこのように多くの方が集まることは，皆様がラオスという国に興味を持っていらっしゃるということも意味します。これもまた日本，そしてラオスとの間の友好関係が深まる機会になると思います。

本日のシンポジウムが実施できたのは，法務総合研究所及び J I C A を始めとする関係機関の皆様のおかげです。この場を借りて，日本政府，そして日本の国民の皆様から感謝いたします。そして，このような機会を与えていただいた皆様に大変感謝しております。

本日のシンポジウムは，ラオスと日本の関係が戦略的なパートナーシップとしてより強固になっている環境の下で開催されました。そして，ラオスは，現在，経済・社会発展に向けた第 8 回目の 5 年計画に取り組んでいる時期でもあり，2016 年から 2020 年までの経済・社会発展に向けた戦略，政策を実施しています。

これらの政策は，2020 年までにラオスを後発開発途上国から脱却し，開発途上国まで高め，地域そして世界と協力しながら 2013 年にはクリーンであり，持続可能な社会を作ることを実現するために実施されています。

皆様，ラオスと日本は，これまで 60 年間以上友好関係および協力関係がありました。具体的には政治，安全保障，経済，貿易，投資，司法及び文化，さまざまな分野において交流がありました。現在でも継続しています。

特に 2016 年には，ラオスそして日本の首脳は，2 回にわたり会談を実施しました。ラオスそして日本との関係がますます深まることになると思います。これまでラオスの経済分野において，日本は最大の支援国でございます。そして，今日，ラオスにおいて日本企業の直接投資がますます増えています。現在は，ラオスに投資している日系企業は 132 社あります。その投資額は 4 億ドルになります。

これはやはり，ラオスそして日本の中で友情，そして協力関係が深まったためであり，そして多くの日本の皆様がラオスのことを宣伝してくださったおかげです。このシンポジウムもその宣伝の一つでもございます。そのほかにも，民間レベルでも両国の交流が盛んで，特に 2015 年にはラオスを訪問した日本人観光客は 4 万人になります。ご報告ですけれども，現在のラオスと日本側と航空協定が締結されてきて，近い将来，具体的には 2017 年の 7 月または 8 月あたりにラオスと日本を結ぶ直行便が運航される予定です。

司法分野分においても，ラオスと日本の中で専門的な，技術的な支援が，そして協力が今までも変わらず実施されています。日本は，法整備支援という形での技術的支援を，過去 10 年以上にわたってラオスに対して行っておりました。その中で，今回のようなラオス

の民法典もそうですけど、ラオスは、過去、そして現在に至るまで日本の先生方、そして日本の政府には多大な支援を受けております。

皆様、本日のシンポジウムでは、ラオスから民法典起草のテクニカルチームのリーダーであるナロンリットさんからラオス民法典の制定の課程、そして今後の課題点について共有させていただいて、さまざまな意見交換を行うこととなります。この機会に皆様からたくさん学んで、ラオスに持ってかえって今後、法の支配が実現できるように参考にさせていただきたいと思います。この民法典が今後、ラオスの国民の法の下での平等を実現して、その国民の権利、利益を保護するだけではなくて、国内外の投資家の権利、利益を保護することにもつながります。そして、ラオスに対する投資への信頼をますます高めることにしていきたいと思います。

最後に、今回のシンポジウムが成功することを心から願っております。ありがとうございます。

## 2・メコン地域における投資環境

講師：古賀 健司 氏 (独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大阪本部)

○ヴィロード・スンダーラー大使閣下、ナロンリット・ノラシンラオス司法省法務審査・調査局長、またご来席の皆様、本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。ジェトロ大阪本部の古賀と申します。

本日はメコン地域における投資環境の現状について説明させていただきます。また、その中でラオスの現状についても触れさせていただければと思います。

私自身は、実はラオスに駐在したことはないのですが、2010年から2011年まで、ベトナムのダナン大学にベトナム語研修として1年間留学をしておりました。当時のクラスメイトは、22人中21人がラオスの方でした。また、ダナンにはラオス総領事館がございまして、ラオスの総領事館の方と仲よくなって、後ほど説明しますけれども、ダナンからサバナケットまで東西回廊を一緒に走って旅したというようなこともさせていただきました。本日、このような機会にラオスの方々とお会いできて、誠に嬉しく思っております。

では、早速ではございますが、本日の講演内容に入りたいと思います。まずは簡単にジェトロの紹介ということで、ご存じない方も多いと思いますので、させていただきます。

ジェトロでございますが、実はジェトロの発祥は、こちら大阪でございます。1951年、大阪の財界人により設立された海外市場調査会がジェトロの前身であります。初代の理事長は、大阪商工会議所の会頭であった杉道助氏でした。その後、1958年に特殊法人化、日本貿易振興会となり、本部が東京のほうに移ったというところでございます。ですので、今は東京が本部であります。大阪も本部という形で名前が残っております。

ジェトロの海外ネットワークでございますけれども、世界55カ国、74事務所に拠点がございます。私はダナンの語学研修終了後に、ベトナムの首都のハノイのほうに4年間ほど駐在しておりました。ラオスについては、2014年にビエンチャンのほうにジェトロの新しい拠点ができております。近年は欧州地域の事務所を閉鎖して、アジアやアフリカに事務所を設立する傾向になっております。今まさに注目される市場であるアジア、ASEANと今後の市場として期待されるアフリカにシフトしたような形で、ジェトロの拠点を移

しているところでございます。

また、国内のネットワークでございますけれども、こちらにつきましても、2013年以降、各地方のほうに事務所の新設しているところでございます。直近でこの関西ですと、京都のほうに2015年に設立しております。また、今後、滋賀とか和歌山のほうにもジェットロを新設する計画でございます。近年、地方自治体も海外へ展開、地元の企業の海外展開支援を行っておりますが、ジェットロと連携するニーズの高まりから、地方事務所を増やしているという状況になっております。

前置きが長くなりましたが、早速本日の本題に入ります。メコン各国の概況ということでお話しさせていただければと思います。早速ですけれども、メコン各国の概況ということで、比較をさせていただいております。青い字が一番低い数値で、赤い数値が一番高い数値になっております。人口でいうと、一番低い数値と一番高い数値で約13倍、名目GDPでいうと、約30倍、一人当たりのGDPでいうと4.8倍というような数値になっております。

見てお分かりのとおり、こちら、本日のラオスにつきましては、メコン地域で人口が一番低くなっております。また、経済規模でも、残念ながらラオスは名目GDPがメコンの地域では最下位となっております。ただ、一人当たりのGDPでいいますと、カンボジアが一番低く、下からカンボジア、ミャンマー、ラオスの順番になっております。

名目GDPの低さはやはり人口が少ないというところでございますが、一方でラオスは資源が豊かであるため、資源の輸出がラオス経済を支えており、一人当たりのGDPが高くなっているというように見ることができます。

また、近年の日系企業のメコン地域への進出動向ということでございます。こちらも見ても分かるのとおり、近年、急激にメコン地域への日本企業の進出が増えているところでございます。ラオスにつきましても、2012年から2016年までで1.9倍増となっております。また、投資につきましても、中国よりもメコン地域、ASEAN全体への投資のほうが、上回っております。

この要因としましては、人件費が一つ考えられるのではないかと考えております。見て分かるのとおり、中国の人件費が大体年間実負担額で約9,000ドルになってきている中で、ラオスは2,400ドル、カンボジアは2,600ドル、ベトナムは4,000ドルであり中国と比べて人件費が安価であることがメコン地域への日本企業の進出の魅力になっているのではないかと考えています。

ただ、ワーカークラスは採用できても、マネージャークラスであるとか中間管理職のクラスというのがなかなか採用できないことが課題でありまして、例えば2010年時点ではタイのエンジニアの年間実負担額は、中国よりも高かった状況がありました。ただ、アジア各国の人材が底上げされたことにより、現在は中国より若干優位になってきているところ です。

ただ、人件費が魅力的であることだけでは日系企業のアジア進出増加の説明は十分ではありません。なぜアジア各国への進出が増えてきたのかといいますと、皆様ご存じのとおり、これがいわゆる「チャイナプラス1」と呼ばれるところでございます。中国市場は外せないが、一方で、政治的なリスクが潜在的にあることから、リスク分散という観点で、中国に工場を置いたまま、新たな工場をアジアに移すというのが一つの流れでございます。

例えば、縫製工場の例でいうと、フォーマルウェア、スーツをつくる工場が、2008年にラオスのビエンチャンに工場を建設しましたが、中国の工場はそのまま残して、第2拠点をラオスに移したということです。これはいわゆる分業と呼ばれていまして、中国では流行の変化に対応した商品をそのまま作り続けて、ラオスのほうは、残念ながらインフラがまだ整っていないというようなところもありますので、流行にあまり左右されない、ただ人件費削減の観点から、多くの手間がかかるような工程をラオスに移すことで分業するというものです。

また、最近増えてきているのがタイプラス1と呼ばれるところでございます。タイプラス1につきましても、タイとラオスの生産分業が主であります。先ほどの中国とラオスの例と異なり、チャイナプラス1は各工場で最終製品を分ける形を取る一方、タイプラス1というのは、生産ラインの一部をラオスに移すというものでございます。この背景は、タイは近年人件費が非常に上がっている一方で、ワーカークラスの人材採用が困難になってきていることから、地理的にタイと隣接するラオスのほうに一部生産工程を移すというものです。

なぜタイからラオスかというところ、タイ語とラオス語が似ているというところが一つの大きな要因と言えます。また、タイからラオスまでのインフラが大分整備されてきているというところから、地理的な要因としてラオスがタイプラス1というところで注目されているところでございます。これがビエンチャンの状況でございますが、サワンナケートについても同様の状況でございます。

本日、私の後に詳しいお話をいただければと思いますが、本日お越しいただいているアデランス様も一つの例として挙げられます。タイにマザー工場を置きつつ、ラオスで一部分業をして最終製品化を図るというような課程が出来ているところでございます。

また、タイ、ラオス、ベトナムの三国間物流というものも最近盛んになってきているところでございます。東西回廊という名前を皆様聞かれたと思いますけれど、東西回廊の一部を使って、タイのバンコクからラオスのサワンナケートを経由してベトナムの首都ハノイに物を運ぶ。もしくはタイのバンコクとホーチミンを結ぶ南部回廊を利用した形での生産分業、三国間物流というのが今、行われつつあります。

例えばタイにはヤマハの工場がありますけれども、ベトナムにも同様にヤマハの工場がございまして、双方で部品を譲り合って、生産の効率化を図るという状況が生まれてきていると聞いているところです。ただし課題としては、タイーラオス間、ラオスーベトナム間は同一トラックで積み替えなしで走行できるのですが、ハンドル、言語の問題で、タイーラオスーベトナムの三国を一気通貫でいけるということが現在できておりません。そのため、ラオスがタイーベトナム間の貿易の物流拠点となってきたところでございます。

では、進出日系企業からメコン地域のビジネス環境がどう見られているのかというところでございますけれども、毎年ジェトロは在アジア・オセアニア進出日系企業活動実態調査というものを行っておりまして、アジアに進出している日系企業からのアンケートを基に定点観測をしているものでございます。資料の方は、白黒で見えづらいつころがあると思うのですが、左側の青い部分が営業利益で黒字化していると回答された企業でございます。赤いほうが赤字というところでございます。

こちらを見ていただきますと、やはりラオスにつきましても、まだ黒字化というところ

については4割、赤字化が4割というところがございますが、中国とかタイになってくると、大体8割近くが黒字とか、均衡しているという状況でございます。ここの要因としましては、ラオスはまだ日系企業の進出が浅いということが挙げられます。また、なかなか現地で部品が調達できないというところがございますので、人件費が安くても物流コストが高くて、なかなか赤字から黒字に抜け出せていないと聞いております。

ただ、今後タイとのリンケージであるとかベトナムとのリンケージというものが盛んになってくることによって、ここの数字が改善されることが期待されます。

また違う見方をしますけれども、現地調達率というところで見えます。右側が輸出型、左側が内販型とさせていただいていますけれども、ラオスは一番右の状況になっておりまして、いわゆる現地調達というものが非常に低いというところがございます。約7割のものは海外から入れて、加工して海外に出すという形態になっております。ベトナムもかつてそうだったのですけれども、ベトナムはやはり日本企業の進出が増えて、国内の調達率というものが急激に高まっています、今だと現地調達率が非常に上がっているというところがございます。

次に経営上の問題点ですが、各国比較してみると、どこの国につきましても、やはり従業員の質であるとか、人件費の上昇というところを気にされているところが多い状況でございます。ただ、私がいたベトナムにつきましても、従業員の質、現地調達の難しさに加えて、通関等諸手続の煩雑さということで、法令手続がなかなか煩雑で分かりにくいというところで悩まれている企業が多いという状況でございます。

本日のラオスにつきましても、どちらかというに従業員の質よりも定着率について悩まれる企業が多いと聞いております。こちらの従業員の定着率というところについても、後ほどアデランス様からお話しただけののかなと思っておりますけれども、現地に進出している各企業から聞いた現地でのお悩みというところについては、こういう数字が出ているところがございます。

では、ラオスの投資環境でございますけれども、最近の注目点としましては、2015年に建国40周年を迎えたというところがございます。記念プロジェクトとして、人工衛星であるとか中国ラオス鉄道というプロジェクトが発表されたところがございます。また、日本とラオスの外交樹立が60周年であったというところがございます。やはりラオスとのつながりというものが、近年高まっていると言えると思います。また、昨年につきましては、政治の年であったというところも、一つ特筆すべきところであるかと思っております。

ラオスと周辺国の関係でございますけれども、ラオスは周辺を陸で各国に囲まれているところがございます。北側に中国です。やはり中国との関係が非常にキーになってくるというところがございます。特にラオスのインフラ関係につきましても、中国の援助が非常に多いというところになっております。

また、ベトナムもラオスに援助を多く行っていることも特筆すべき点かと思えます。日本はベトナムに非常に援助を行っているのですが、そのベトナムがラオスに援助を行っているというところがございます。ベトナムはラオスのことを非常に身近に思っていますし、ラオスのことが重要だということで、ベトナムからラオスにインフラの援助が行われております。

また、タイにつきましても、以前は国境紛争があったのですが、近年はタイとラオス間



の投資が増えているというところもありまして、良好な関係が築けているというところがございます。

日本との関係につきましては、タイ、ベトナム、インドネシアとか、周辺国に比べたら、ラオスは若干遠いような気もしているかと思えますけれども、外交樹立 60 周年も含めまして、ODAでは日本がトップドナーである点、ラオス在住の日本人が 600~700 人になっている点等、関係が近年高まっているところがございます。

また、先ほどご説明したように、タイプラス 1 ということで、タイからラオスへの投資も増えているところがございますので、今後も関係が非常に強くなっていくのではないかなと思われま。

こちらのラオスの一般概況につきましては、皆様もご存じのところが多いかと思えますので割愛させていただきますが、一つ特筆すべきところにつきましては、ラオスというのは宗教でいうと仏教国であるというところがございます、後でご説明しますが、これがラオス人の気質にも響いてきているのかなと思っております。

ちなみに、ここには出ておりませんが、ベトナムの平均年齢が今、約 30 歳になっておりますけれども、ラオスはまだ 24 歳ほどということでございまして、まだ非常に若い国でございます。

ただ、やはり周りが国に囲まれているということで、物流コストがビエンチャンは周辺国に比べて高いということでございまして、例えばハノイとかホーチミン、ホーチミンは最近物流が非常に盛んになってきているのでどんどん下がってきているんですけど、ハノイに比べてもビエンチャンは 2.5 倍とか、それぐらいの数字であるということですので、このコストをどう見るかということも日本企業にとっての注目点になってきますし、ラオスにとっても、ここをどう改善するかというのが今後の課題になってくると思っております。

これはラオス人の気質ということですが、私が言っているわけではなく、あくまで進出企業の声をまとめたものでございますので、くれぐれも誤解のなきようにというところがございますけれども、何となく私のいたベトナムにも似ているのかなというところがございます。やはり家族が一番というところがございます。あとは手先が器用ということで、これは何故かというところですけど、日本人からの強引な見方をすると、子どものころから農作業に親しんでいて、そういったところから手が器用であることにつながっているのではと思います。また、のんびりしているというところについても、これも主観的で申し訳ないのですが、やはり農業を中心とした暮らしであるというところから、時間にルーズであるということをよく聞いたりします。

ただ、これはラオスだけではなくて、私がおりましたベトナムもまさに同じような状況でして、個人的な話で申し訳ありませんが、実は私は妻がベトナム人でして、妻の実家が農家なので、同じような状況かなというところがございます。ただ、ベトナムと比較して、圧倒的にラオスがいいと思うところは、この真ん中です。車のクラクションを鳴らさないというようなところでして、ベトナムは後ろからクラクションを鳴らされることが日常茶飯事でして、また喧嘩なんかもよくあります。さらに、ベトナム人は自己主張も非常に強いところがありますのでラオス人は争いを好まないと聞いており、その辺りは少しベトナム人にも見習ってほしいなと感じるところでございます。

内政につきましては、一院制の国民議会というところでございまして、国家主席の管轄下にある行政機関、党中央委員会に從属する党機関で成り立っている国というところでございます。

経済政策でございますが、冒頭、現時点で一人当たりのGDPが1,700ドル近くというところでございましたけれども、2020年までに3,000ドルで、また低開発途上国からの脱却というところを目指しております、外資の投資優遇であるとか投資誘致であるとか、また投資を誘致するだけではなくて、開発を進める中で、環境であるとか社会のバランスを考慮した、「クリーンで持続的な」というようなキーワードで投資を進めるという計画が発表されているところです。こうした経済政策も念頭に置いて、ラオスを今後の投資国の一つとして見ていただければと思っております。

これも誠に主観的で申し訳ないのですが、ラオスについてのSWOT分析をさせていただきました。強みとしては、労働力が豊富な点、まだまだ賃金が安い点、手先が器用、国民が若いことが挙げられます。また、ラオス語とタイ語の共通性というのが高いので、タイプラス1、タイとラオスのリンケージというものが非常に高いというところが一つの魅力であります。

一方で、脅威につきましては、やはりもともと人口が少ないというところでもございますので、労働力の取り合いであるとか離職率、そういったところで生産が安定しないというところが一つの問題になってくるところと、今、急ピッチでインフラ整備を進めているところですが、まだまだインフラが未整備であるというところもありますので、今後のインフラ整備が期待されるところでございます。

最後に、今後ラオスで有望だと思われるビジネス分野について、は、インフラ整備関係に合わせた日本企業による受注機会が期待されます。また、先ほど一人当たりのGDPを、2020年までに3,000ドルを目指すというところでありましたが、ベトナムの首都ハノイが昨年やっと一人当たりのGDPが3,500ドルになったというところであり、現在急激に車が増えて、消費も活発になっていることから、ラオスも、そうした経済を発展させることによって、一人当たりのGDPを3,000ドルにするということであれば、やはり今後消費も活発になってくるだろうというところで、ここに対して日本企業の進出機会、ビジネスの機会が生まれるのではないかと考えております。

こちらのAECへの影響については、参考までに見ていただければと思います。ASEAN経済共同体、これは2015年末に発足したものではございますけれども、こちらはEUとは異なり、貿易・投資・サービス・人の移動の自由化を図るというものでありまして、経済の統合を図るわけではないということだけ、ポイントとして見ていただければと思っております。

最後にジェトロのサービスということで触れさせていただきますけれども、ジェトロもこうして日々貿易投資相談というものを受けておりまして、ジェトロ大阪本部だけで、年間約6,000名のお客さまがお見えになっております。ジェトロの世界各国の事務所にも毎日多くの日本人のお客さまが見えられて、現地の状況についてブリーフィングをさせていただいているところでございます。

こうした利用については、全て無料でやっておりますので、皆様、もしも海外にご出張をご検討の際には、ぜひジェトロのほうをご利用いただければと思います。駐在経験のあ

る者、また現地に詳しい者がブリーフィングを対応させていただきます。

セミナーも各地でやっておりまして、近年ですと、やはりトランプ政権の影響ということで注目が高まっていますけれども、そうした時機に応じたセミナーであるとか、また投資関係のセミナーというものも行っております。

ワンストップサービスということで、新輸出大国コンソーシアムというサービスも行ってございまして、ジェトロが窓口となつて、ジェトロが J I C A であるとか商工会議所であるとか、そういったところとのつなぎ役を行わせていただいております。

現地に進出した際のサポートセンターということで、レンタルオフィスを、こちらも格安で提供させていただいているところです。こちらも、海外に進出の際はぜひご利用いただければと思います。

商談会であるとかミッションというものも常に開催しておりますので、ぜひこの機会にジェトロのご利用、ジェトロという組織があるということを知っていただければと思います。

本日は駆け足でございましたが、こちらにて終了させていただきます。また詳しいお話とか、お聞きになりたいことがあれば、遠慮なくお申し付けいただければと思います。本日はありがとうございました。

### 3・ラオスに進出した日系企業の現況

講師：後藤 雅仁 氏 (株式会社アデランス生産本部執行役員)

小笠原 伸夫 氏 (株式会社アデランス生産本部生産管理部長)

○後藤 こんにちは。本日はヴィロード・スンダーラー駐日ラオス人民民主共和国大使、それから皆様、このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

弊社は、ご承知の方も、特に日本の方はいらっしゃるかと思いますが、ウィッグを中心にした製販一体の会社になっております。日本はもちろん、それからアジア、米国では医療も含めて、欧州、そういった全世界に展開をしております。

先ほど申しましたように製販一体ということで、今日は製造に関してのお話をさせていただきます。まず 1986 年にタイに生産工場を立ち上げました。そこから 1992 年、第 2 拠点としてタイに二つ目の工場をつくりまして、次いで 2002 年にフィリピンに自社工場を三つ目としてつくりました。ただし、タイでも長く生産をしてきましたが、非常に発展している国でもございますので、人件費を考慮したワーカーの採用や、自社のワーカーの高齢化を含めて、非常に確保するということが困難になってくる状況がありまして、次の第三国といいますか工場を見つけようというところから、我々、いろいろ模索をしてきたところ、隣国であるラオス、特に言語も含めて非常に我々としてはタイから指導に行くにしても移しやすい、また生産拠点というものをタイプラス 1 として考えやすいということから、進出というところに至りました。

実際に進出に関しましては、いろんな問題等々がありましたけれども、一応活動の実態に関しましては、今から小笠原のほうから説明させていただきますので、よろしく願いたします。

○小笠原 立って説明させていただきたいと思います。アデランスの小笠原と申します。

よろしくお願ひいたします。

本日は、ラオス国におけるアデランスの生産活動のご紹介ということで、今、後藤のほうからもざっとご説明させていただきましたとおり、タイで主に生産活動をしていたのですが、諸事の幾つかの事情により、ラオスのほうに移っていったという次第です。

当社は、日本人の方はよくご存じではないかと思いますが、こういうオーダーメイドのウィッグを中心に製造して、そして世界の50カ国以上で販売をしております。ぱっと見るとちょっと華やかな感じなのですが、実際、製造というところになりますと、これは1個1個手作りなのですよね。実際、オーダーメイドというのは一人一人のお客さまの頭の型に合わせて、まずベースをつくって、そこに毛を植えていくという。工場といいますが、全く手工業の工場ということで、全ての商品をオールハンドメイドで製造しているという状況になります。

ちなみに、世界各国全部で200以上のオーダーメイドウィッグの商品がございます。

それで、当社の生産拠点について、先ほどジェトロの古賀様からもタイプラス1という言葉が何度も出ておりましたけども、当社もこちらのタイのサラブリという場所にもともと工場がございました。その前にはタイのアユタヤという、洪水で2011年に流されてしまったので、改めてタイのサラブリというところで展開をしているのですが、これはバンコクのちょっと上、60キロから70キロぐらい離れた場所になります。

先ほど後藤のほうからもお話がありましたように、実際、高齢化が非常に進んでいくと。先ほど、一つ一つつくっていくという中で、主な製造工程は植毛という本当に1ミリにも満たないようなマスの中に、毛を何本も手で植えていくという作業がメイン工程になるのですが、タイの中では、賃金の上昇もそうなのですが、高齢化が進みまして、細かい作業ができるワーカーが減ってきたということで、隣国に出ていこうということで、当時いろいろ検討したのはベトナムやカンボジア、ミャンマーというようなところも検討したのですが、やはり言葉の互換性の高いラオスに工場をつくらうということで出ていきました。

当社では、2012年にビエンチャンのほうに工場をつくりまして、2015年にサワンナケートのほうに第2工場をつくりまして、今、この2工場で開催しております。タイでベースをつくってラオスで植毛して、日本や世界各国に輸出していくというような形の工程になっています。

そもそも、当社がラオスに進出した理由、先ほどベトナムやミャンマー、それからカンボジア、こういったところではなくてラオスに進出した理由というのは幾つかございます。先ほどもお話ししたとおり、タイで平均年齢が非常に高くなって、なかなか植毛作業というのが厳しくなってきました。やはりラオスというのは非常に若い国です。タイが平均で今38歳という国なのですが、ラオスの国平均は22歳ということで、非常に若いワーカーが集めやすい国であります。そういった若い国で展開するというのが、まず一つ目の理由となります。

二つ目は、先ほど古賀様のほうからもお話がありましたけど、非常に手先が器用。下のほうにこういうラオスの工芸品があるのですが、刺繍とか竹細工とか、非常に手先が器用なお国柄でありまして、アジア人は比較的手先が器用と言われていたのですが、その中でもラオス人は大変器用ということで、特に先ほどの植毛という細かい作業に向いてい

る。そういったことが二つ目の理由になります。

三つ目は、先ほどから何度もお話がありましたように、タイ語とラオス語の互換性が非常に高いということで、タイ語で指導して、十分意思の疎通ができる。これが他の国へ行くと、間に通訳を介したり、そういうことになりますので、教えたり移管していくのが非常にやりやすい国ということになります。

このウィッグという商品は、先ほど手工業というか全部手作業でつくっているということをお話ししましたが、比較的伝統工芸というのですか、職人が技術をもってやっていくというようなことで、職人から職人へ技術的なものを伝えていくということが非常に大事な事柄となります。ということで、この言葉の互換性というのは当社にとっては非常に重要な事項であります。これが三つ目です。

四つ目は、東西回廊やメコン川の友好橋、交通インフラが急ピッチで整備されたということ、あとは航空便の増便ですね。当社の場合はオーダーメイドのウィッグということで、お客さまそれぞれにオリジナルのウィッグを提供しているわけなのですが、やはりオーダーを受けてからお客さまに納品するまで、非常に時間との勝負でもございます。輸送というところで時間を取られるというのは、当社にとっては非常に死活問題になりますので、ラオスに関しては航空便の増便などで非常に輸送の環境が整ったということで、こういった四つの事柄でラオスに進出していったという次第でございます。

これはすみません、写真が見にくいかもしれませんが、当社のビエンチャンの工場の風景です。左上の写真が、これは植毛している光景でして、机といすが工場中に並んでいて、そこにワーカーが1本1本手作業で、この右二つの写真がそれぞれ毛植えをしている作業の風景なのですが、こういったように1個1個、先ほど1ミリ四方のところは何本も毛を植えるということをお話ししましたが、こういったもので、小さいもので3、4日、大きいものであると2週間以上植毛というものをして、一つ一つ手作りでつくっております。

ちなみに、このビエンチャン工場は2012年の8月稼働で、住宅街の中にあります賃貸の物件でございます。この中に約500名在籍しております、主に植毛作業をしているということになります。今、2012年の8月稼働ということなのですが、当社は準備も含めて2011年からラオスのほうに伺って、いろいろ準備を進めてきたということになります。

先ほどのビエンチャンの工場が非常にうまく回り出しましたので、もう一つラオスに大きい工場を、植毛のキャパシティを上げるために、サワンナケートに工場をつくりました。よく地図なんかを見ると、サバンナケットという言葉とか、サワンナケート、あとサワナケート、幾つも言い方があって、どれが正しいかわからないですけど、我々は普段、サワンナケートというふうに呼ばせていただいているので、その言葉でご紹介させていただきたいと思います。

それで、このように大きい工場、これはサワンセノの経済特区の中に工場を新設しまして、ここでも主に植毛の工程をやっているということです。右のほうに、ちょっと見にくいのですが、日本の新聞でこの工場をつくったときに、生産体制の充実であるとか約10倍のキャパを確保したとかいう記事がこの右のほうに載っている情報でございます。今、このサワンナケートの工場には、約1,000名在籍しております、展開しているということになります。

最後に、先ほど手先が器用であるとか年齢が若いとかいうことで、ラオスのほうに進出したのですが、実は課題も非常に多くございます。先ほど、ジェトロの古賀様から従業員の定着が企業の課題として挙がっているというお話がございましたけれども、当社も多分に漏れず、従業員の定着で非常に苦勞しております。ビエンチャンに関しましては定着率も比較的よく、うまく展開できているのですが、新しくつくったサワナケートの工場、こちらのほうは非常に定着率が悪く、ちょっと信じられないぐらいの離職率というのが実情でございます。

というのも、ラオスの場合は日本のように学校を卒業して定年まで就職をしていく、転職を繰り返してでも常に働く環境にいるという、そういったことが習慣づいているお国ではないというのが我々の認識です。やはり従業員の方も就職まではするのですが、ちょっとつらいと辞めていくとか、あとは農業国ということもありまして、稲刈りの時期、田植えの時期ということになると離れていく。これはタイなんかも一緒なのですが、タイはその期間だけ有給を取ったりしていなくなって、戻ってくるのですが、ラオスの場合はそのまま離職をしていくというようなことが挙げられます。こちら辺が、やはり企業が進出する際、なかなか定着が図れないというのは厳しい状況であるというのは事実です。

先ほど私のほうからもお話ししたとおり、当社は伝統工芸というか手作業で職人から職人へ伝達していくようなところが重要であります。ですので、やはり長く勤めていただく、多少給料は高くても、うちの場合は構わないのですよね。やはり長く勤めていただく。それで技術力を上げていただいて生産性を上げていく。こういったことが実現できると、いい方向のスパイラルになるのですが、今はまだこの定着というところで問題がございます。

もう一つの問題は、会社運営を円滑に進めるための法的な環境整備への課題という、ちょっと舌をかみそうな感じですが、今回の民法典という話とは若干ずれるのですが、当社もラオスに進出して、タイやフィリピンといったところにも工場があるのですが、こういったところは比較的過去の事例がありまして、いろんなケース・バイ・ケースで、大体運用が見えてくるのですよね、法律的なものでぶつかった場合。ただ、ラオスの場合は、なかなか法律的な、いわゆる運営の部分ですね。法律の文章は確実に理解できるのですが、実際それがどう運用されているかというのが我々もつかめないうところで、唯一の頼みの綱が現地の法律事務所を使ってやっているのですが、ここが実際できるとかできないという話をはっきりしていないことがあることや、法律上はちょっと厳しいのではないとか、ちょっとやっていないと分からないということで、こういうところは苦勞しているところでございます。

ここに2工場の1法人化の例というようなことがあるのですが、もともとサワナケートとビエンチャン、二つの工場を持っているのですが、これは今、それぞれ別々の法人として登記をしております。実は今の段階で、本来は1法人にしていなきゃいけない状況なのですが、いざ進めてみると、サワナケートの工場はサワンセノの経済特区の法律でつくられた工場、ビエンチャンのほうは通常のリャオスの工業法とでもいうのですか、通常法律の中でつくられた工場ということで、もともと一緒にしようということで進めていたのですが、進めようとしたところ、サワナケートの特区の工場が、いわゆる工業法

でつくられた工場の株式を譲渡することができないというのが法的にあるということが分かりました。資産譲渡なんかも考えたのですが、資産譲渡しても特区の工場が一般地域で操業することはできないというような法律の壁にぶつかりました。実際、これが本当にどういう運用をされているかというのが、実は当社としてはよく分からないのです。ただ、実際は法律としてあるのであれば、このままそれを受け入れて運用していこうということで、こういった実際の運用がどうなのかというところがちょっと分からない例というのが、ラオスの場合はまだ新しい、日系企業が出てからまだ間もない国でありますので、こういったところが壁になっているというのも一つあります。

最後に、契約書の有効性ということで、やっぱりいろんな事業を始めるにしても、何か物件を借りるにしても、全て契約ということ为先方と行っていくわけなのですが、この契約書の有効性というのがちょっと分からないのですよね。実際アメリカなんかですと、この契約書をつくる段階が非常に重要で、ここでどう縛っていくか、これが我々にとっては一番注力する課題であるのですが、実際ラオスの場合は、契約書をつくる段階では非常に緩いのですよね。ほぼこちらの思いどおりの契約が組めるというのが実情です。ただ、実際の契約書がどのように運用できるのかというのが、うちも今、うまくいっているところとうまくいっていないところがありますので、契約したけど、残念ながらその契約を解除していくというようなことも、これから幾つか考えなければいけないのですが、一体法的な縛りがどうなるのかというのも、見えないところとして、当社の悩みとしてございます。

といったように、実を言うと、まだ幾つか課題はありますが、今直面している大きな課題というのは、この従業員の定着と、あと法的な整備というか運用ですね。この部分がちょっとわからないというところが当社にとっての悩みの種ということになります。以上でございます。

#### 4・ラオスに対する日本の法整備支援

講師：伊藤 浩之（法務省法務総合研究所国際協力部副部長・元 JICA ラオス長期派遣専門家）

○伊藤 サバイディー。皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました法務省法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤でございます。

本日は、皆様大変お忙しい中、このように多くの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。改めまして御礼申し上げます。また、ヴィロード・スンダーラー大使閣下におかれまして、大変お忙しい中、東京からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

私は以前、2011年から2014年までの3年間、ラオス、ビエンチャンに駐在しまして、JICAの法整備支援プロジェクトの長期専門家を務めておりました。その関係で本日、皆様にラオスに対する日本の法整備支援について若干のご説明をさせていただきます。

冒頭のスライドに映っておりますのは、非常に有名なワット・シェントーンというお寺で、ルアンパバーンという世界遺産になっている街にあります。非常にきれいなお寺でございます。

早速説明の方に移らせていただきます。本日は「ラオスに対する日本の法整備支援」というタイトルではございますが、そもそも法整備支援あるいは法制度整備支援とも言えますけれども、この法整備支援というものについて、よく知られているのかということ自体、我々としても、疑問を持たなければいけないかなと思っております。その関係で、冒頭、少しだけ法整備支援について一般的なことを説明させていただきます。

法整備支援とは何かというと、「開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動」でございます。そういった国々において行われる改革、開発、法整備、その自助努力を我々の方でも後押しさせていただくというものでございます。

これを何の目的で行っているのか、どういう目標で行っているのかということですが、一つにはそういった国々における法の支配の確立というのがあります。それから、法制度という社会的な基盤が安定することによって、その国の持続的な成長にもつながることを目標としております。その国のためでもありますし、その国だけでなく、地域あるいは国際社会が安定するといったことにもつながってまいります。これはもちろん、そういった国々の方々のためにもなりますし、また日本にとっても国際貢献という意味を持っております。

また最近では、企業の海外展開、海外進出にとって有効な投資環境整備という面でも有益なものという捉え方をしております。これは決して日本企業だけが利益を受けるというわけではありません。ほかの国も含めて、進出する側にとってもメリットはありますし、一方でラオスもそうですけれども、海外から投資を受け入れる側にとっても、その投資が経済成長につながりますので、そういった投資を呼び込むという意味ではメリットがあるものだと思います。一言で言えば、Win-Winの関係になるといったことも目標としております。

どういったことを行っているかという点ですけれども、法整備といいますと法律を作る支援をするというイメージをお持ちになりやすいかと思いますが、それだけではなく、実際に法令を運用する制度ですとか、その周辺の制度、それから法律に携わる人材育成、法律を作る方ですとか運用する裁判官、そういった人材育成についても協力をさせていただいております。

実際にどういう活動をするのかというところを、四つほど挙げていますけれども、日本に来ていただいて研修あるいはセミナーを受けていただくというもの。

それから日本側で研究者の方、あるいは法律実務家などが参加して、その活動についてのアドバイスをするというもの。本日、後ほどパネルディスカッションでモデレーターをしていただきます慶應大学の松尾教授もお越しいただいておりますけれども、そういった先生方に協力していただいて、アドバイスをさせていただくという体制も設けております。

それから、現地での活動ですが、現地にJICAの長期専門家として派遣されて駐在し、ラオスの各機関、司法省ですとか検察、裁判所、大学、こういった方々と一緒に、日常的に活動し、必要な助言をさせていただくということも行っております。

それから、日本から我々国際協力部の者、あるいは研究者の方、実務家が出張してセミナーを行う、あるいは現地で調査を行う、こういった活動も行っております。

別途お配りしているパンフレットの中に法整備支援を日本が各国に対して、これまでどのようなものを行ってきたかということをもとめておりますので、ご覧いただければと思



います。

その上で、ラオスに対する法整備支援ということですが、ラオスに対する法整備支援は、20年近くになります。協力を開始したのは1998年にさかのぼりまして、その後、JICAの法整備支援プロジェクトという形で2003年から2008年まで行ったことがございます。一度、プロジェクトというのは中断というか終了、そしてまた再開という道筋をたどっておりますけれども、現在のプロジェクトは2010年に再開されて、現在、引き続き行われています。

プロジェクトと申しますのは、やや聞きなれない方もいらっしゃるかもしれませんが、一定の期間で一定の目標を達成するという事で日本側、実施機関はJICAさんですが、日本の実施機関と先方の実施機関との間で合意をし、その合意した計画に基づいてその事業を遂行していくということをプロジェクトと呼んでおります。このプロジェクトにおいて、専門家を派遣したり日本に研修に来ていただいたり、そういったいろいろなスキームを組み合わせて行っております。

これはラオスについての経緯ですが、日本はこれ以外にもベトナム、カンボジアに対して、やはり約20年協力をしてきております。ベトナムやカンボジアでは、ラオスに対する協力よりも先に民法の起草、改正といったことについての支援をしてきた経緯がございます。ラオスに対しては、そういった法律の起草自体は歴史があまり長くはなくて、人材育成について協力をしている中で2012年から民法典の起草についての協力を行うようになっております。

それで、ラオスについては先ほどジェトロの古賀様からもご説明いただきましたけれども、ラオスの良さというのをできれば一番長く話したいなというところなのですが、ちょっと寄り道という形で、私の方でもラオスの良さを少し紹介させていただきます。この写真はバンビエンという街でして、首都ビエンチャンから車で3、4時間くらい行ったところにある、非常に景色のきれいなところなんです。ラオスの良さの一つは、まず何よりも自然が豊かというところなんです。ビエンチャンにあるホーパケオという、非常にきれいなお寺の写真もあります。

また、先ほどもご紹介がありましたように、やはり仏教を信仰している方が多いですが、非常に信仰にあつい方が多い。そういう穏やかで非常に真面目な方々ですが、お祭りも大好きです。ラオスの伝統的な踊りでラムウォンというのがありますけれども、ラオスのお正月のときに踊っているところの写真で、日本でいうとフォークダンスのような踊りです。メコン川で毎年11月に行っているボートレースの写真もあります。

これは南部にあります法科大学の授業風景の写真です。法科大学でラオスのプロジェクトのメンバーが講義に訪れたときの写真ですが、よく見ると皆さん非常に楽しそうにしている。講義を受けているのに、なぜ楽しそうかということ、前で講師が歌っているんですね。のりのりで歌っている。この歌っている人、実は裁判官です。刑事訴訟法の講義に来たんですが、なぜか歌っている。先生が歌うと、当然生徒も歌います。これがラオスで授業や講義の前によく行われる。校舎の外を見ると、法科大学の敷地内を牛ものんびり歩いています。このように、非常にのどかで美しく楽しいところがございます。

この話ばかりしていると、あっという間に時間が過ぎてしまうので、話を元に戻します。皆様のお手元の資料には、ラオスに対する現在の人材育成強化プロジェクトについてのご

説明を記載した資料が2枚ほどございます。プロジェクトの詳細につきましては、技術的なところがありますので、詳細の説明は割愛しますが、ご説明するところは左上にありますけれども、実施機関として、ラオスの場合は4機関参加しています。司法省、裁判所、検察、国立大学です。こういった活動をしているかといいますと、右側にその体制図がありますが、その4機関から参加をして、法律ごとのワーキンググループというのを作って活動しております。

フェーズ1のときには、最初は民法と民訴法、刑訴法、この三つのワーキンググループで始まったのですが、それに途中から民法典を起草するワーキンググループも加わりました。要するに例えば民法のSWGと書いてあるのはサブワーキンググループですけれども、民法のサブワーキンググループに司法省からも入る、最高裁からも入る、最高検からも入る、国立大学からも入るというように、各機関から入って、一緒になってグループを作って、一緒に活動するという体制で行っております。

プロジェクトのフェーズ2が2014年から始まっています。2018年の7月までの4年間の予定で行っています。ワーキンググループの組み替えを行っていますが、後で説明いたします。

実際、どんな活動をしているのかということ、若干写真も交えてご説明いたしますけれども、左上の写真は、プロジェクトの事務所の会議室、ミーティングルームの風景でして、日常的にはこのような形でメンバーが集まって会議をしています。左下は、日本から講師となる先生が来て、セミナーのような形で行う、現地セミナーと言いますが、そういった形で行っています。

右側の写真も現地、これは松尾先生に実際行っていただいたときですけれども、民法を起草するに当たってのフォーラムという形で実施したものです。これ以外にも、グループで郊外に泊まり込みで行って、缶詰め状態で集中して議論をするといった活動なども行っております。

ごく簡単にまとめますと、もともとラオスにおいて法律はありました。もともと法律自体はあったのですが、その法律、あるいはそれを支える理論と実務がどうも合っていない、整合していないところがあるのではないかと問題がありました。あるいは人材育成において、もっと人材育成の質を向上させたいといった課題がありました。そのために、ラオスの皆さんがラオス法の研究をするところから始めました。全部の法律がすぐにできるわけではないので、まずは民法、民事訴訟法、刑事訴訟法というのを取り上げて、その法律自体について研究をして良く理解をして、それを教育とか研修に活用する。そういったことの能力の向上を目指して、それによってより良い人材育成ができるようになる。そうすると、徐々にそれがうまく回っていけば、非常に人材育成の質が上がって、それが結局いろんな実務の改善にもつながるということです。法律を作る上でも、より高いレベルでできるようになるし、実務もより適正に運用できる。法律、あるいはその理論と実務も整合しないということも少なくなる。こういうことを目指して今、プロジェクトを行っています。

フェーズ1で作成した教材がありますが、教材を作ることが目標というわけではありません。あくまでもこれを作る活動を通じて人材育成を行うということ、その経験をその先の人材育成に使ってもらうというのが目標で行っていたものです。今、フェーズ2に切り

替わったことで、その活動内容あるいは対象とする法令が多少変わって、別な法令についても扱っております。

本日メインとなっています民法典の起草に関しては、最初からこのプロジェクトの中で取り扱っていたわけではないですが、民法の研究をする活動は行っていました。後でナロンリット局長から説明があると思いますけれども、ラオスにおいて民法典を作るという計画がちょうど時期を同じくしてあったということで、日本の協力で、民法を研究したという知見、人材をぜひこの民法典を作る方にも生かすことにより、より良い民法ができるようになるということから、民法典についても日本とラオスの間で協力が行われるということになりました。

この民法典の起草に関する第1回の会議が行われたのは2012年の5月だと記憶をしていますけれども、それからもう4年半ぐらいの期間が経過して、600条を超える民法典の草案ができたということで、その間のラオスの皆さん、そしてそれを支えてこられた松尾先生、専門家の石岡専門家、プロジェクトのアシスタントのラタヤさん、こういった方々の不断の努力に対して、本当に心から敬意を表したいと思っています。

この民法典については、本当にラオスの皆さんが自分たちで考えて作られたものです。日本の方で考えて、差し上げたものではなくて、ラオスの皆さんが本当に考えて作ったものです。ですので、ラオスでこれから根付いていく、定着していく、そういった法律だと考えていますし、そのためのお手伝いは引き続きさせていただきたいと思っています。

そして最後になりますけれども、本日、企業の方々などにも多く参加していただいておりますが、実際に進出しておられる、あるいは今後進出を考えておられるという皆様にとっては、法令へのアクセスはどうなっているのかということも関心があるかと思います。若干ご紹介させていただきますけれども、ラオス政府あるいは国民議会といったところでも公開している情報はありまして、国民議会のウェブサイトでもラオス語、英語の法令についての検索はできます。

また、ラオス司法省も、ウェブサイトがありまして、こちらでも法令の検索ができます。法律だけではなくて、その下にいろいろ、下位規範となる規則等ありますので、そういった情報も必要になってきますけれども、こういったところでまず検索ができます。

ただ、ラオス語、英語が基本にはなりますが、幾つかは日本語に翻訳をしたものもございます。私ども、国際協力部でも、JICAさんと協力をしてプロジェクトを進めていく上で、幾つかの法律の日本語訳というのは行っております。こういった情報につきましては、必ずしも皆さんがただちに実務で使うために翻訳をしたというわけではなくて、本来はプロジェクトの活動を進める上で、それに使うために訳しているものです。ですので、公式な訳でもありませんし、そういったところについての責任は負いかねるところはあって、あくまでも参考にしていただくということになります。もし必要でしたら、ラオスでどういう法律があるのですか、日本語訳はありますかといったことについてお問い合わせいただければ、私どもで把握している情報であれば、提供させていただくことはできます。そういった面でも、我々のホームページでも公開しているものがありますけれども、ご活用いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

## 5・ラオス新民法典の概要

講師：ナロンリット・ノラシン 氏 (ラオス司法省法務審査・調査局長)

○ナロンリット 皆さん、こんにちは。尊敬する在日本ラオス大使館大使、ヴィロード様、そして JICA の河西様、そして ICD 部長の阪井様、そしてご出席して下さった皆様に敬意を表したいと思います。本日は、ラオスの民法典起草のテクニカルチームを代表しまして、皆様と意見交換ができますこと、非常に光栄に存じます。

本日の発表について、私は三つほどお話しする内容を用意しました。一つ目はラオスにおける市場経済を促進するための法律の制定状況及び市場経済の発展状況について。二つ目は、ラオスにおける民法典制定の必要性について。三つ目は、これまでのラオス民法典の制定の過程及び今後の同民法典の運用などについての項目でございます。時間の制限がありますので、決して今日は歌を歌わないです。

それでは、一つ目のほうに移りたいと思います。ご存じかもしれませんが、ラオスが独立したのは 1975 年 12 月 2 日でございます。独立当初、当時は計画経済でしたけれども、その後、86 年に市場経済の体制に移りました。その市場経済の移行に伴い、充実した法制度が必要となりました。これが法の支配を国家が目指した第一歩になります。

1991 年には、最初のラオスの憲法が制定されました。その後、2003 年、そして 2015 年、2 回にわたってその憲法が改正されました。憲法以外にも、やはり 1986 年以降、諸外国の投資を促進、そしてサポートするために、さまざまな法律が制定されました。要するに、国民の間、そして国内外の投資に関して必要となる法律などを制定しました。現在は、国家の統治と経済の促進、そして司法などの分野を主にテーマにした 120 の法律があります。その中に、民事関係の法律は 17 あります。

ラオスの民事法の法体系の特徴としては、最初の時点で民法典をつくらなかったことです。最初の時点で民法典をつくらなかった理由について、以下のように説明させていただきます。

具体的には、1990 年代にラオスの経済、そして社会は今のような状況ではありませんでした。当時は計画経済から市場経済への移行という過渡期になっています。その当時では、多くの国民は従来の計画経済時の生活に慣れていました。先ほど伊藤副部長が紹介して下さった写真でも、皆さんは現在のラオス、そして過去のラオスをちょっとイメージできると思います。1990 年当時、ラオスは、長く続いた内戦状態による傷が完治していませんでした。その当時、一般国民の間における紛争解決は、当事者同氏で交渉、村落調停を利用するなどが主でした。裁判所に訴訟を起こして紛争を解決するという習慣がなかったということでございます。

1990 年当時、ラオスは完全なる市場経済という制度ではなかったもので、この当時、もし完全なる民法典というような論点が複雑で条文数も多い法律を作りますと、当時のラオス社会にはふさわしくないと私たちは判断しました。そのため、最初に法律を制定する段階では、単純で簡潔な法律を作ることから始めました。そして当時、必要最小限のものだけをつくりました。そのため、当時の法律は、一つの法律に 30 から 50 か条程度しかありません。ごく簡単な法律とはいえ、当時の社会には適していて、十分に国民の権利、利益を保護することができました。ラオスは、この当時、憲法、そして法律で与えられた権利、

義務の下で、ある程度に豊かといえる状況でした。

それでは、二つ目の項目に移りたいと思います。先ほども言いましたが、現在、ラオスには民事関係の法律が 17 ございます。社会及び経済は変化します。また、これらの 17 の法律の間の原則は一部矛盾していました。そして、ラオスでは、これらの法律の理解が統一されていませんでした。そのため、これらの法律を運用するに当たって、一部でかなり困難がございました。先ほど、アデランス社様のからもご指摘いただきましたが、ラオスでは実務の運用が統一的ではないので、そのことが原因で法律問題を解決することが困難となるのが一部であります。

もう一つ、今の社会の変化に伴い、取引が拡大して、紛争が今までより多くなり新しい紛争も増えました。既存の現行法では、それらの新たに生じた多くの紛争を解決することができませんでした。

次に民法を制定する必要性として、民法典を制定することによって、ラオスの民事法、法律の制度がより充実することになります。そして、民法典の制定により、ラオスの司法の発展につながるようになります。現在のラオスの民法典の制定は、まず、既存の現行法との整合性をより保つこととしましたそして、次に、現在生じている新たな紛争などに対応するために、新たな原則などが導入されました。そして、理解の統一を図るため、誤解のない法律をつくることになります。そして、予測可能そして透明性のある法律の運用につながる法律の制定を目指しました。

これまでは民法典の制定に関する必要性を述べてきましたが、ここからは現在どのようにして民法典を制定したかということについて紹介させていただきたいと思います。ラオスの民法典の制定に関するコンセプトとしては、まず単に外国の法律をコピーしない。ラオスは、民法典制定に関しては、単なる外国の法律のコピーではなくて、さまざまな諸外国の法律を比較検討しながら制定しました。ラオスに、「ゆっくり歩めばいい道がある」ということわざがあります。なので、ラオスの民法典の制定に関しては、出発点としては、まず諸外国の法律との比較検討などをして勉強しながら、十分な知識を得た上で制定するというのをしました。私たちラオス側は、日本を始めとするさまざまな外国の民法について勉強しました。それは 2001 年から始まりました。

先ほど伊藤副部長からもご紹介していただきましたが、今までラオスは法務総合研究所と JICA 様と一緒にプロジェクトを通じて協力関係、そして支援を受けてまいりました。そのような協力関係が 10 年目になってから、私たち司法省は、こういう民法典を制定する時期が来たと判断し、ラオス政府に報告したところ、採用されました。

その後、2012 年に民法典起草のグループを設立しました。民法典のファーストドラフトは 2014 年にできました。その後、このファーストドラフトを使って、これまで 6 回にわたって司法分野の関係者、実務家に対してヒアリングワークショップを行いました。そしてラオスで現地セミナーが開催され、ラオス、日本、タイ、そしてベトナム民法の検討会も実施されました。諸外国の民法を検討するワークショップを 3 回実施しましたが、それによって諸外国の民法の制度、そして自分の民法のことをよく理解することができました。

2016 年には、民法典について、特に金融機関を対象にしたヒアリングワークショップを実施しました。つい先日、この民法典を使って、ラオスの北部の国会議員の皆様と意見交

換会，そしてヒアリングワークショップを実施しました。2017年2月15日に政府の了解を得て，民法典は，今度は国会で検討していただくというプロセスになっています。ただし，現時点では，国会の審議までではせず民法典を国会に提出して，国会議員が各地方で，この民法典の意見交換，ヒアリングワークショップを行うことが目的でございます。もし各地方，全国規模でヒアリングワークショップ，そして意見を集めることが順調でしたら，来年度，本格的な今回での審議に移ると思います。そしてラオスの今回の民法典では，国会を通過してから3年後に施行する予定です。国会通過後の3年間は，全国でのヒアリングワークショップなどを行い，フィードバックを受けることになります。

我々民法典起草チームは，民法典の本体以外にも，コンメンタール的な，要するに条文の説明をする資料も作っています。これはラオスの歴史にとっては新しい試みです。民法典以外の法律の制定のプロセスでは，その法律の各条文を説明するコンメンタールのような資料を作ったことはなかったのですが，今回初めて，この民法典に関するコンメンタール，条文の説明をする資料作りが行われました。

今回の民法典は，ラオス人の手によってつくられた法律なので，ラオスの社会にとって最も適した内容になっていると私たちは認識しています。民法というのは，非常に重要な基本法でございます，そのような重要な基本法を制定するにはより多くの国民が参加することが必要となります。私たちもこの方針に従って，今まで民法典起草に取り組んでまいりました。外国の法律をコピーしないというのは，外国の歴史のある法理論について，これを全く受け入れないということではなく，私たちは諸外国の優れた理論やノウハウについても勉強しています。

これまで，ラオスの民法典の制定プロセスについてご紹介させていただきましたけれども，この場を借りて，日本の先生方，日本の政府，そして日本国民の皆様，私たちの法制定，法整備支援について15年以上，支援して協力してくださった皆様に感謝申し上げます。日本の政府，そして日本の国民の皆様には，いつもラオスの国家，そして社会，経済について貢献して下さること，非常に感謝しております。ですから，この民法典は，ラオスと日本の友情の証にもなります。ありがとうございます。

(休憩)

## パネルディスカッション

### 「ラオス民法典制定と実務上の課題」

モデレーター 松尾 弘 氏 (慶應義塾大学法科大学院教授)

パネリスト ナロンリット・ノラシン 氏 (ラオス司法省法務審査・調査局長)  
ソムサク・タイブンラック 氏 (ラオス中部高等裁判所長)  
江口 拓哉 氏 (森・濱田松本法律事務所／弁護士)  
山口 大介 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所／弁護士)

○松尾 第2部を始めたいと思います。第2部に先立ちまして，各パネリストの皆様の自

己紹介をお願いしたいと思います。私はご紹介いただきました、もう一人の松尾でございます。本日、ラオスの皆さん、よくお越しくございました。ヴィロード大使もお越しいただきまして、ありがとうございます。

私は2002年からラオスの法整備支援活動に参加するようになって、もう15年になります。その間、ラオスの方たちは法律の教科書・事例問題集を作成し、そこで培った知識と思考力を用いて民法草案を起草するなど、目を見張るような進歩を示している一方で、しかしながら見た目は全然変わらないですね。その理由は何かということをかねがね伺いたいと思っております。私自身はだいぶ白髪がふえて、一気に年を取ったと感じておりますけれども、自分の人生の4分の1をラオスの皆さんと一緒に過ごすことができたという経験を、非常にうれしく光栄に思っております。これから、それが人生の3分の1、2分の1に近付いていく、それを目指して、また一緒にやっていきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○江口 ご紹介にあずかりました、森・濱田松本の江口と申します。大阪オフィスにおります。

私自身は中国とASEANの仕事をやっておりまして、ASEANの仕事が大体6割から7割やっております。住んだことがあるのはタイとベトナムです。ラオスには残念ながら、まだ住んだことはございませんが、案件としてはラオスの案件も時々やらせていただいている、これからどんどんラオスの案件も増えるのではないかと考えておりまして、今日は自分が勉強しにまいりました。どうぞよろしくお願い致します。

○山口 私、東京のアンダーソン・毛利・友常法律事務所からまいりました山口と申します。

私自身は日本企業の海外進出の仕事というのが、やはり最近すごく多くございまして、アメリカなどもありますけれども、東南アジアの案件がかなり多く、国として多いのはベトナムですとかタイ、インドネシアというところですが、ラオスとかカンボジアとか、そういった所の案件も若干やらせていただいております。

やっぱり民法というのは、日本の法曹にとっては一番基本となる法律であり、何はなくとも民法といえますか、とにかく法律の解釈というのは、基本、まず民法を見るというふうに教育されているわけでありまして、そういう大変重要な法律がこのたびラオスでも制定されるという機会に行われたシンポジウムに、こうやって出させていただくということは、非常に私も勉強になりますので、大変光栄ですし、楽しみにしております。どうもありがとうございます。

○松尾 どうもありがとうございました。ナロンリットさん、お願いします。

○ナロンリット ご紹介いただきましたナロンリットと申します。再びですけれども、今回、皆様にお会いできて光栄に存じます。そして今回、学ぶ側としても準備してまいりましたので、皆さんと意見交換できますことを非常に嬉しく思いますので、よろしくお願い致します。

○松尾 それでは次に、ソムサックさん、お願いします。

○ソムサック 私、ソムサックと申します。高裁の所長を務めています。裁判官として今まで、ラオスの実務を扱ってまいりました。本日、皆さんと意見交換できますことを光栄に存じます。そして、できるだけ意義のある意見交換ができますように頑張りたいと思っております。

ありがとうございます。

○松尾 ありがとうございます。それでは、第1部の非常に内容の豊富なご報告を踏まえて、第2部では二つの目的があると思います。一つは、ラオスの法律の現状、それから、今まさに作られようとしている民法典について、多くの方がたに知っていただくという目的です。それからもう一つは、皆様からいろいろなご意見をいただいて、現在の民法典草案のさらなる改善の余地を探るといった目的があるかと思います。

そこで第2部では、江口先生、山口先生から、具体的なご経験に基づいて問題提起をしていただいて、議論を進めたいと存じます。これらは実際に山口先生、江口先生のご経験から生じた問題がベースになっていると思いますが、それらを出していただいて、そうした問題がラオスで起こったとしたら、一体どういう解決になるのだろうかということを経験材にして、ラオスの法律の現状と将来について考えていければと思います。

それでは、時間も限られておりますので、早速問題の確認に入っていきたいと思います。本日は問題を三つ用意しておりますけれども、最初に第1問目ですね。山口先生から問題提起をお願いします（各問題については、添付資料を参照のこと）。

○山口 これは非常に単純なというか、古くて新しい問題と申しますか、弁護士がお客さんから、「こういうことがあったのだけれども、損害賠償って一体幾らぐらい取れるのですか」と聞かれるようなことは日常茶飯事でありまして、これは日本法でもすごく難しい問題ですが、これがラオスの民法ではどういうふうにか考えるのかということなのです。

例えば、一つの事例として、個人で事業をやっている社長さんがいらっしゃるとして、その社長さんが車にはねられて交通事故に遭い、それで1か月入院してしましまして、治療費が1か月たったところで10万円かかりました。その1か月入院している間に、会社の売り上げが、自分が働けないもので減ってしましまして、収入が100万円ぐらい減ったであろうと思われまして。その後退院をしたのだけれど、まだしばらくは、松葉づえを突いたりして百パーセント元気に働けないので、今後1年間であと1,000万円ぐらい収入が減るであろうと思われまして。そういう状況のときに、じゃあ裁判を起こしたら、これは一体幾ら損害賠償を取れるのですかというようなことが日本でもよく聞かれるのですが、これはラオスの民法だと、どういうことになるのかなということ議論したいと思います。

○松尾 山口先生、ありがとうございます。これは一見して、たしかに起こり得るリアリティーの高い問題ですが、非常に難しい問題を含んでいると思います。

今の事例で、会社の社長さんが車にひかれて1か月入院したときに生じた損害について、三つ説明があったかと思いますが。一つは1か月間入院した入院・治療費で、10万円かかりました。それから2番目に、1か月休んでいる間に、会社に100万円の収入減という損害が現実には生じたというものです。これは、自分自身の個人的な損害というよりは、会社の損害ですが、これは賠償してもらえるのでしょうかという問題ですね。さらに、3番目に、同じ状態が続いたとして、1年間に1000万円ぐらいの収入減が見込まれるというものです。こうした将来得られたはずの利益が得られない場合の損害についても賠償請求できるのでしょうかというご相談があったということですね。

これは十分あり得る話ですし、外国でも生じるかもしれませんが、これについてラオスの法律ではどうなっているのでしょうか。それから現在、現行法をベースにして起草されているラオスの民法草案ではどうなるのかということと一緒に考えてまいりたいと思いま



す。

これについては、今日、皆様のお手元に配っていただいておりますラオス民法典草案の条文の抜粋というのがございます。これは先ほどナロンリットさんから紹介がありましたように、全部で615か条ある草案の一部ということですが、今問題提起いただきました不法行為に関しては、5ページ目の513条以下に規定がございます。お手元にもあるかと思いますが、514条では損害の性質について規定しておりますし、521条では損害額の計算について、それから522条では損害の種類ごとの算定についての規定等がございます。それらも参照していただきながら、まずナロンリットさんから起草趣旨についてご説明をいただき、それからソムサックさんからは裁判実務においてどういうふうの問題解決をしているかという観点から、お二人のそれぞれの観点からご説明をいただきたいと思います。では、ナロンリットさん、最初にいいですか。お願いします。

○ナロンリット 質問をありがとうございます。一見簡単に見えますけど、かなり難しい問題ですね。皆様はおそらく今、関係の条文を持っていらっしゃると思います。原則としては、514条の1項をご覧になっていただきたいですけれども、まず1項に関しては、「損害は、既に確実に生じている」という文言があります。または「将来において起こりうる」というように、起きる可能性がある、確実に起きるといような文言がございます。なので、その確実性をいかに立証するかということがポイントになります。

まず、例えば入院の1カ月の実費費用に関しては、確実性が高いので、これは簡単に立証できます。ただし、彼に関する間接的な損害、要するに会社側の損害についても立証しなければならない。検証しなければならない。まず真っ先に来るのは、この利益を得られないということは、やはり社長さんが働けないというような状況によって生じたのが確実性であるかどうかということです。あるいは、単なる別の要素から、別のファクターによってたまたま会社が不利益になっているだけというふうなものですけど。

なぜ立証しないかといいますと、まず皆さんには521条をご覧になっていただきたいですけれども、ラオスの民法典は、損害額の算定について規定しています。まず、損害の算定は不法行為の性質に適しなければならぬと。最後の項には、「損害賠償の計算は、現実の価額に従う」という規定があります。なので、原則として社長側がもし間接な損害について立証する、十分裏付けのある立証ができた場合には、裁判所としても検討してくれる可能性も考えられます。

もしよろしければ、ソムサックさんに現行法の実務の解釈についてですけども、やはりこの民法典は既存の現行法に基づいてつくられましたので、この点に関してソムサックさん。

○松尾 ソムサックさん、お願いします。

○ソムサック 非常に難しいですけども、非常に重要な質問と私は思います。ありがとうございます。

実務では、やはりまず真っ先に行うのは事実認定を行うのですけども、どういう事実の関係性があるかという事実認定を行います。先ほど、このケースにおいては、これは不法行為の事件ですけども、民法典における規定も不法行為の面に関する規定でございます。なので、不法行為に対する責任は、主に三つの類型があります。まずは不法行為が生じたかどうか。二つ目は、その不法行為によって損害が生じたかどうか。三つ目は、因果関係。

その因果関係というのは、損害をもたらす原因が、そしてその原因は損害を生じるより前に発生しないとイケない。そして、この損害をもたらす原因は必要性がある。

まず本件において、会社の不利益に対して損害賠償を行うかどうかという点ですけども、まず本人のほうですね。その前に本人に対する損害賠償、要するに医療費ですね。もちろん検討します。今度は間接である会社が不利益ということについては、やはりその原因がこの結果をもたらすという直接の原因かどうか検討しないとイケないです。私見ですけども、私としては本件のように、単なる社長が入院して会社に出社できないだけでは、直接会社に不利益をもたらすという原因には認められないというふうに認識しています。

やはり、職権主義であるラオスの裁判所では、不法行為によって直接この損害、要するに間接の損害まで関係性があるかどうか、厳密に検討しなければならない、証左しなければならない。やはり、本件のように間接な損害に関しては、かなり難しいと思います。原則として、やはり 513 条から 522 条あたりまでご覧になっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松尾 ソムサックさん、ありがとうございます。ソムサックさんが今指摘してくださったように、お手元の 515 条には因果関係の存在が要件として規定してあります。1, 2, 3 号がありますけれども、3 号の直接的な事由でなければならないということについてのご説明に関わる問題ですね。実務を踏まえつつ、草案で言うと 515 条の 3 号に関わる点かと思います。

今の回答を踏まえて、山口先生のほうから今までのご相談のご経験ですとか、そういう点についてコメントがあればお願いいたします。

○山口 今ご説明がありましたけど、ラオスの民法だと、例えば日本だと不法行為の条文はすごく短くて、709 条とかしかないのですが、こちらのラオス民法典では、非常に細かく規定されていて、例えば将来に起こる損害という論点が今ありましたけれども、その点で言うと、確実に生じるような性質を有さなければならない、みたいにきちんと書いてあるので、日本の民法よりもそういう意味では進んでいるというところがあると思います。

もっとも、実際の事件では、ではどのぐらいだったら確実に起こったと言えるのですかという質問が必ず次に来ます。これは、民法全般のことだと思いますが、とにかく実際の事件に適用したときに、「確実に」ってどういうことなのかとか、「直接的に関係がある」ってどういうことなのかといった疑問が常に出てきて、我々が通常、日本でそういう相談を受けたときというのは、やっぱり似たような事件についての裁判例があるのかどうかというのを調べて、似たような事件では裁判官はどのように判断したのかというのを徹底的に調査して、それとこの事件は似ているから、こんな感じではないですかというような分析をしないと、なかなか民法の解釈は難しいというのが民法の特徴かなと思っています。

法律としては非常によくできていると思うのですが、こういったすごく基本的なところでも、実際の事件でどういうふうに裁判官が新しい法律で解決していくのか、それを積み重ねていくということが法律の予測可能性を高める。予測可能性が高いということが、やはり企業の進出にとっては非常に重要なので、そういうことにとっては非常に重要なかなと思いました。

○松尾 ありがとうございます。日本でも、有限会社の代表取締役が交通事故に遭った

事件で、この代表取締役と会社が経済的に一体関係にあると認められる場合に、加害行為と会社の逸失利益との間には相当因果関係があると見て、間接被害者である会社から加害者に対する損害賠償を認めた判例があります。今、ナロンリットさん、ソムサクさんの説明にありましたように、また山口先生からの解説にもありましたように、この問題については、特に2番目の問題におけるいわゆる間接的な損害について、被害者が賠償請求する場合の損害に入るかという観点からのアプローチ、第三者である会社が損害賠償請求する場合の因果関係という点からのアプローチを検討する必要があります。それから、3番目の問題については損害の確実性という観点からの検討が必要です。これらの問題について、ラオスで今どういうふうと考えられて処理されているのか、そして民法典草案ではどういう規定が関係しそうかということについて、ご指摘を本日はいただいたかと思います。

ここからさらに面白くなってくるところで、いろいろ質問をいただきながら議論をしたいところなのですが、今日は時間が限られておりますので、一つの具体的な問題提起いただいたということで、これを題材にさらに議論をそれぞれ展開していければと思います。

それでは、第1問目はウォーミングアップということでこの程度にさせていただいて、山口先生、どうもありがとうございました。第2問目に移りたいと思います。第2問目については江口先生のほうから問題提起をお願いできればと思います。

○江口 では、第2問のほうを私からまず読み上げさせていただいた上で、その問題の背景をちょっとご説明させていただければと思います。

日本企業Xは、日本の大手アパレルメーカーからアパレル製品の受託製造を行う会社です。このたび、タイの協力工場から紹介されたラオスの地場企業Y社にアパレル製品の製造委託を検討するために、ラオスの郊外にあるY社の工場を視察に行きました。そこでY社の「社長秘書」と称するZさんと出会うと、このZさんに工場を案内してもらいました。このZさんはとても日本語がうまい方でした。

そこでこのZさんを信用して、しかもY社の工場の状態がよかったので、X社は製造委託契約を準備して、Zさんに email で送付したところ、早速Y社の社長秘書、**President Secretary** という肩書の下で、このY社の会社名とY社の社長秘書というZさんの署名をした製造委託契約書が郵送されてきました。日本企業であるX社は、早速X社の社名を記載した上で代表取締役の署名をして乙に郵送しました。

その後、X社が製造委託契約に基づいて発注したにもかかわらず、一切アパレル製品が納入されなかったため、X社は依頼主である日本のアパレルメーカーから損害賠償を請求されました。このような状況において、X社はY社にどのような責任を問うことができるのでしょうか、というのが、問題です。

この問題の背景をご説明すると、ラオスという国の企業とお取引をしたことのある日本企業はそれほど多くはございません。そういう初めて取引をする国に行くと、初めての会社と取引をする場合に一体何を信用して取引に入ることができるのか、という点が問題意識です。社長さんに常に会えばいいですけれども、社長さんがとても忙しいこともあるでしょうし、おまねみたいな下っ端に会わないよと言うかもしれません。そういうときに、日本企業として何を確かしていけば安全に取引を行うことができるのでしょうかということが、非常に重要な問題になってきます。

その裏返しで、代理というものがどこまで認められるのか、代理を認めるのが難しいな

ら、どこまで何を確認したらいいのかという点をぜひ民法ということをきっかけに理解させていただくと、日本の企業や日本人がラオスで取引をしやすくなると思いますので、ぜひ教えていただければと思って、この問題を作成させていただきました。よろしくお願いします。

○松尾 江口先生、ありがとうございました。

○江口 これを図にすると、こういう形になります（添付資料参照）。

○松尾 ありがとうございました。これも現実にかかる問題で、江口先生が本日の題材のために簡略化してくださっているかもしれませんが、現実にご経験のあった問題をベースにしていますので、リアリティーの高いものだと思います。

これについて、ラオス法を適用するとどうなるでしょうか。この点について現行法を補充する規定を民法典草案が設けておりますので、基本的には、本日お手元に配られている民法典草案の条文をベースにして検討をいただきたいと思います。代理権の授与があったらどうかという話がありましたけれども、122条には契約による代理という規定がございます。それから、代理権がなかったことが判明した場合について、129条にも規定が用意されておりますが、それらも含めてラオス法を適用した場合の考え方について、ご説明をまずはお願いして、それを踏まえて少し議論ができればと思います。

まずはナロンリットさん、これについてご説明をお願いできるでしょうか。

○ナロンリット これはやはりラオス民法典を制定する際に、今、十分かどうかという検討に関して、非常に有益な質問でございます。ありがとうございます。

代理に関して言えば、ラオスの民法において、二つの形式があります。一つ目は法律に基づいた代理と。これは自動的に法律が、法制定の代理ということです。こちらは委任状を作らなくても大丈夫です。例えば具体的には、委任状はないですけども、検察に任命して証人の権利を保護する活動を訴訟で行うというような典型的なことです。

二つ目は、契約に基づく代理でございます。やはりこのような問題がよく発生している中で、129条に無権代理という条文をつくりましたけれども、こちらの条文は三つの項から構成されます。1項には代理人たる権限を有しない者が行った法律行為は、本人に対して、これは要するに合意があれば大丈夫という1項です。

あと2項は、もともと権利者ですね、知っているか知るべきで、ただし止めないというようなことになると、その法律行為が成立すると。

3項は、第三者の側に着目していますが、代理権の許さない法律行為を行ったということを知ったときはという……

本件に移りますと、本件においては、まず日本側の会社はYの会社に確認すべきでございます。Zさんは本当の代理人であるかどうか、権限があるかどうかという確認をすべきです。要するにY会社のオーナーとか社長に聞いて、Zが行った代理行為について知っているかどうか、同意があるかどうかという確認をして。

なので、その確認をするために、日本の会社は二つを聞かなければならないと。まずはZがY会社の代理であるということについて。まずZはY会社として法律行為を行うと主張しているか。もう一つはZの署名ですね。署名の文書のところでどういう経緯で行ったか。その確認をした上で、まずはY会社のオーナーである社長が、Zが行う法律行為に対して同意がある、認めていると知っているということでしたら、その法律行為が成立

すると。なので、代理を名乗っている人に権利があるかどうかは、厳密に証拠に基づいて検討しなければいけないですけど。

その次に、ラオスの実務上についてご紹介させていただきたいと思います。ラオスでは、代理として法律行為を行う際に、まず委任状を持たなければならないと。具体的な実務の運用に関しては、裁判官のソムサックさんに、もしよければお答えしていただきたいですけども、よろしいでしょうか。

○松尾 ありがとうございます。今、ラオスでは代理権の有無をどうやって確認しているのかという実務の話もありましたので、その点を含めてソムサックさんからコメントをいただければと思います。

○ソムサック まず、その代理を行うのが正当かどうかについて話します。先ほどナロンリットさんからもご紹介してくださったのですが、法廷の代理と契約による代理があります。本件においては、契約による代理という案件でございます。まずこれは、Zが日本語がうまいということで、社長の秘書ということだけでは信じていけないです。契約による代理行為ですけども、民法典の439条において、やはりこういう代理行為を行うときには、委任状が必要となっています。439条ですね。

まず日本企業であるXは、Zに確認すべきこととして、Zが代理権を行う際に、委任状があるかどうかです。正当であるかどうか。やはり契約の署名だけで、自分の正当な代理権を行うという証明する委任状を付けていなければ危険です。チェックせずに契約を結んでしまうと、最終的に、もしYが私、何も知らないよと断られたら、それで何も請求できないこととなります。契約を締結する際にチェックすべきなのは、YからZに対して代理権を行うように委任状があるかどうかですね。なければ、やはり契約を締結しないほうがよろしいと思います。

今、本件のように、Zが名乗っている会社の秘書であるという立場からも怪しい。このようなオーダーを引受するような権限が、そもそもこの立場からは難しいと。なので、委任状がなければ、最初からアウトということで考えてよろしいと思います。

○松尾 ソムサックさん、ありがとうございました。

皆様のお手元の条文抜粋には、今ソムサックさんが指摘してくださった439条というのは載っていないのですが、代わりに私が関連する部分を読みたいと思います。

○司会 松尾先生、この条文ですかね。（司会がラオス民法草案439条をスクリーンに映し出す。なお、同条については添付資料に掲載）

○松尾 早い。ありがとうございます。この2項ですかね。受任者は委任状のある場合に限り、委任することができるという規定がございます。この点も踏まえて、江口先生から再び、先生が実際にお仕事をされている実務で、この代理権の確認ということ、実際、先生が話されているケースはちゃんと委任状を確認していると思うのですが、現実にこのようなケースというのはどの程度起こり得るのでしょうか。ちょっと解説いただければと思います。

○江口 基本的には、民法に委任状がある場合に限りと書いているのは、なかなかしっかりしていると思いました。つまり、ラオスにこういう条文があるということが分かっているならば、委任状は絶対に必要なのです、と相手方に対して言いやすくなるので、非常にわかりやすい条文だなと理解しました。慎重な日本企業であれば、当然ながら委任状を求めて

いくし、委任状でもちょっと心配だなと思うときもあるので、なるべく本人に会って、本人の署名を求めるとしていくことになるかと思いますが。とはいえ、一般的な日本企業にとっては、相手方担当者の日本語がうまい場合には信用しやすいといえるので、お互いに注意する必要があると思いました。

○松尾 どうもありがとうございました。ちなみに、今ご提示いただいたラオス民法草案の439条とか、それから先ほど紹介していただいた122条というのは、現行のラオスの契約及び契約外債務法にも存在する条文ですので、これは現行法を適用してもそういうことなのですね。この点は現行法を民法典に取り込んだということですので、現行法による解決と、それから新しい民法典による解決、ここは変わらないという点だと思います。

ちなみに、先ほどの不法行為法のところでも言い忘れましたけれども、損害の種類・性質とか、因果関係についての規定は、現行のラオスの契約及び契約外債務法にも存在します。そこも変更のない部分であるというふうに理解しております。

ちなみに、先ほどナロンリットさんがご紹介くださった民法草案129条、それから130条というのは新たに起草された条文です。特に130条は代理権の範囲を超えた場合に、どういう条件の下で代理行為の相手方、つまり本人・代理人以外の第三者、先ほどの図でいうとX社に当たる者が保護されるかということについて規定したもので、これが新しいチャレンジの条文ですので、それについてもぜひご覧いただき、ご意見やご質問があればお出しいただければと思います。

ここからさらに議論を続けたいところですが、今日はもう1個宿題がありますので、すみません。今の第2問については、とりあえずこのところで止めさせていただきたいと思います。

第3問目は、今度は新しい条文に関するものかと思いますが、日本企業がラオスで土地を取得する、土地を借りて工場を建てる場合、どういう手段があるでしょうか。先ほど、第1部のご発表の中で、アデランスの後藤さん、小笠原さんからご説明がありましたが、工場を設けて運営するときに、一つは建物を借りて工場経営を行うというベンチャーのケースと、それから経済特区で工場を建てているというケースがあります。これは現行法に基づくものですね。さらに新しい民法ができた場合に、どんな可能性が開かれるでしょうか。この点についても少し検討を加えることができるといふふうに思います。

これについては、ナロンリットさん、どういうふうにしましょうか。もしご提案があれば、お願いいたします。

○ナロンリット まず、この3問目の本題に入るまでに、さっきのアデランス社様のほうからのケースについて意見交換したいと思います。さっきのジェトロ様からのご紹介にある東西回廊がありますけれども、ラオスのサワンナケートにある経済特区は、東西回廊での投資の促進をするために設立した特別区域でございます。なので、その区域には、確かに特別な規定があるのですけれども、ただしこれは投資の促進に関する規定であって、例えば納税の義務など、事業の促進をするための制度でございます。これは投資の促進に関する法律になります。例えば、原材料の輸入の税金が安くなっているというような関連規定があります。税金とか投資の促進に関する特別規定以外は、基本的にはラオスの全体の法律に基づいて行う、従う。

なので、今後もしこのような問題を機に、やはりラオスの法律を改善しなければならな

いというようなご要望とか、お悩みがありましたら、ぜひとも私に直接話して、意見交換しましょう。私たちも努力しますので。

それでは、本題の3問目に戻りますけれども、まずラオスの民法制定のチームが、全員で44名から成ります。この民法に関する分野ごとに、小グループ分けします。この小グループは四つございます。それでは、この問題は物権に関する事なので、物権を担当するカンペットさんのほうから、もしよければ意見をいただきたいと思っております。

○松尾 今お名前が出ましたカンペットさん、これについてご説明をお願いします。

**補足：カンペット・ソムウォラチット氏（ラオス最高人民検察院対外協力計画局副局長）**

○カンペット この問題に関して意見の機会を与えてくださる議長の皆様、ありがとうございます。ラオスの民法典においては、物件の部分で土地の活用方法について、さまざまな形式を規定しております。まず、この土地の利用に関しては、一つ目の形態としては賃借です。二つ目は使用権の購入。三つ目はコンセッション、四つ目は地役権です。五つ目は地上権。最初の一つ目から3個目までは、既存の現行法ですけれども、四つ目の地役権と五つ目の地上権に関しては、新たに導入された概念でございます。この導入の理由としては、やはり諸外国、主に西側諸国の法律を研究した結果、やはり導入の必要性があるということなのです。

まず地役権についてご紹介させていただきたいですけれども、二つありまして、法定地役権と契約による地役権があります。

○司会 カンペットさん、条文の番号を言っていたら、非常に会場の皆さんが助かります。

○カンペット 333条です。地役権に関して。333条から342条まで。まず地役権というコンセプトを導入するのは、投資する側、企業側に対して、より土地の利用方法の選択が拡大するために導入されました。やはり投資の性質に応じて、賃借か土地の購入か、あるいは地役権を使うかという選択肢が増えます。例えば土地の購入に関しては、外国の企業が、直接外国の企業名義で購入することは、法律上認められていない。このように地役権というコンセプトを導入することによって、やはり国民側も地役権というコンセプトを生かして、土地に関する利益を得られるという狙いでございます。

今度は地上権についてですけれども、地上権も新たに導入した概念でございます。地上権に関しては、ラオス民法の343条から354条にかけて条文がございます。これらの条文のセットで地上権の活用などの基本的なコンセプトが定められています。

地役権、そして地上権の取得方法としてご紹介させていただきます。まず合法的な合意に基づく。二つ目は地役権、地上権に関する登録がなされていること。そのほかには地役権、地上権が取得事項によって取得することもできます。

このように、新たなコンセプトが導入されることによって、企業、投資側はより多くの選択があるようになります。あとは自分の投資に合った土地の利用形態に沿って投資していただければと思います。ただし、地役権、地上権の場合は、要するに所有権に近いような効果があるので、かなり安定性が高いと。

以上、物権についてご紹介させていただきました。ありがとうございます。

○松尾 カンペットさん、ありがとうございました。

この地上権と地役権という制度を新たに導入するというのも一つのチャレンジですけ

れども、それによって土地の有効利用ということがどの程度拡大されていくかということが非常に注目すべき点だと思っております。同様の試みとして、ベトナムの2015年の民法典も規定を設けておりますけれども、ラオスの規定はラオス独自に考えて、それを土地の有効利用を促進しようということかと思えます。

ここで踏まえておかなければならないのは、ラオスはあくまでも社会主義の国で、土地の所有権というのは全人民所有ですので、個人はもちろん外国企業も含めて土地の所有はできないということですね。土地の使用権を前提にして、その利用可能性がどこまで広がるかということです。その一つが地上権であり、もう一つが地役権であるということが言えるかと思えます。

先ほど、アデランスの小笠原さんの説明にありましたように、建物を借りて工場をつくるということが現在でも行われますけれども、建物を所有することはできるのでしょうか。しかし、土地の所有権は国家に属しているというときに、先ほどカンペットさんがご紹介くださったラオス民法典草案343条は、地上権の定義として、他人の土地を契約によって利用しつつ、その上で物を所有すると規定しています。これは自分の所有する建物を建築するという可能性を開くものかというふうに思います。これについては、おそらく民法以外の国家の政策的な観点からのさまざまな規制が、特に外国企業に対しては加えられる可能性があると思いますが、基本的に、民法の原則としてはどういうメニューを設けるかというところで、新たな一步を踏み出すものなのではないかというふうに考えられます。

これも重要な点です。大分時間が予定よりも超過しておりますけれども、こういうような動きに対して、山口先生、江口先生から一言ずつコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○江口 大変勉強になりました。ありがとうございます。

一つ一つ、新しい条文の下に、日本企業も経験していったラオスのことを理解していくという過程が大事だと思っておりますので、こういう勉強会は大変ありがたいと思います。どうもありがとうございます。

○山口 不動産について、簡単に。二つ感想がありまして、一つは日本企業というか外国企業から見ると、こういう法律上の権利があるということがきちんと確認ができて守られる登記制度というのが、やはり不動産の場合は車の両輪のように重要だと思うので、登記して権利がちゃんと公示されるという制度を育てていくことが大事なというのが一つ。もう一つは、地上権のところから最初から区分地上権が制度として、上空とか地下だけに範囲を限った地上権というのが設定できるようになっていまして、これは将来都市化が進んだ場合には、今日本でも非常に活用されておりますけれども、非常に有効に使える制度かなというふうに考えています。

本日はどうもありがとうございました。以上です。

○松尾 どうもありがとうございました。それでは、ソムサックさんとナロンリットさんからいいですか、一言ずつ感想をいただければと思います。まず、ソムサックさんからいいですか。

○ソムサック まずカンペットさんによる、地上権、地役権についてご紹介していただきありがとうございます。

先ほどの先生方から地役権と地上権について、今後ラオスではまだまだ発展して実践し



ていかなければならないことについて賛成します。

今度は3問目の回答についてですけれども、実務についてご紹介させていただきたいと思います。まず、松尾先生と重なるのですが、ラオスは社会主義国家なので土地は国家のものということですが、その根拠条文は土地法の3条と憲法の17条に定められています。基本的には国家が国民に対して使用権を与えて、例えば外国の企業にも賃貸借という、コンセッションという形で許可をしています。なので、外国の企業としては、ラオスの土地を活用したい場合は、ラオスの土地法の64条から67条を参考にすべきでございます。そのほかには、ラオスの投資促進法の58条を参考にさせていただきたいと思います。

なので、今まで現状としては外国の企業がラオスの土地を活用する際に、二つの形態、賃貸借とコンセッションです。もう一つ、よく実務で利用される方法としては、ラオス企業とジョイントベンチャーして、土地の活用に関してはラオス側のほうに任ずということもあります。ただし、このジョイントベンチャーという形式は便利とはいえ、よく紛争が起こるので、要注意です。なので、一番安全なのは賃貸借かコンセッションかという二つの方法をお勧めします。

あと、今後日本の先生方と学びたいのは、やはりラオスの地役権、そして地上権のコンセプトと契約というコンセプト、どういうふうに区分けするかという、具体的に今後勉強したいと思います。賃貸借は、要するにお金を払って期間内で利用することです。そして、地上権に関して言えば、私の理解として、どれぐらい正確かわからないですが、ほぼ所有権に近いような形です。それで登記をして、定められた期間内でかなり広範囲で権利を行使できるということですが、またこの件に関しては、引き続き先生方の議論から学びたいと思います。ありがとうございます。

○松尾 ソムサクさん、ありがとうございました。ナロンリットさん、時間がなくなってしまいましたけれども、一言最後をお願いします。

○ナロンリット やはり土地の利用に関しては、かなりデリケートな問題ですけど、ラオスの国家においても土地の活用方法に関する検討会とか検討委員会が設立されています。今もこれらの使用の形態について検討しています。ただし、まだ明確な方針がまだ決まっていません。それはラオスにおいて外国人はラオス人と同様に土地における所有権を持つべきなのか、持つことが可能なのかどうかという議論になります。あと、例えば外国の方がラオスにあるコンドミニウムの所有権を買う場合は、どういうふうに権利行使できるかについても、ラオスの現状の法律ではまだ具体的な規定がないので。なので、この件に関しても、今後先生と相談していきたいと思います。学んでいきたいと思います。ありがとうございます。

○松尾 ありがとうございます。すみません、私のタイムマネジメントが悪くて、大分時間が超過してしまいました。

実はナロンリットさんの今のお話にありましたように、ラオスでは既にコンドミニウムが建てられて売却されるという実務が先行しております。それをむしろ法律が追いかけていくというような状況ですが、しっかりとしたセオリーに基づいたルールをつくっていくということが、これからそういう取引を安定したものにするために大事なことであると思います。

今日のナロンリットさんのお話にも、ゆっくりやればいいことがあるというラオスの諺

の紹介があって、これは私などにとっては非常にいい言葉だと思います。ゆっくり着実にラオス・ペースを見習ってやりたいと思います。これは時間が遅れてしまった言い訳にはなりません、パネリストの皆さん、今日はどうもありがとうございました。

## 質疑応答

○司会 それでは、引き続き質疑応答の時間ですが、だいぶ時間も押しておりますので、会場の皆さんから1問ないし2問、質疑応答を受け付けたいと思います。質問がある際は、挙手をお願いします。挙手をされた上で、どなたに対する質問かというのをできれば明示していただければと思います。それでは、質問のある方、できれば挙手をお願いいたします。では、後ろの席の真っ先に右手を挙げた方、お願いします。

○質問者 今日は貴重なシンポジウムをありがとうございました。

代表権に関してですが、どなたに質問したらいいかわかりませんが、社長にしっかり聞いて委任状を取るという基本的なところを押えようというところは非常によくわかったのですが、では、相對した者が代表権のある者なのかどうかということは、日本であれば代表事項証明書を取ったりであるとか、代表社員あるいは印章の登録を取ったり、そういったことでカバーできるかなと思うんですけども、例えばラオスでは、目の前にいる人が果たして代表権者なのかどうかということ、どうやって確定しているのかということについてお聞かせください。

○司会 ありがとうございました。これはそうすると、ナロンリットさん、お願いします。  
○ナロンリット ラオスのある会社の中で、誰が総括、誰が全ての権限を持っていて、そして株主などの役員の中の誰に権利があるかということに関しては、企業登録事務所に確認することができます。要するにラオスにおける法人の中で、企業登録の証明書を見れば、誰がその会社の全ての権利を持っているか、代表権を持っているか確認することができます。こちら、やはりこの情報も会社の設立に関する定款契約ということになりますけど。ある会社では、オーナーは別で、またCEO、マネジメントする立場の人と別々という場合があります。なので、この情報を確認することができます。先ほど言いました企業登録事務所に申し込めば、情報を確認することができますので、ただし、實際全ての取引先の会社のところに調べに行くことは難しいです。なので、契約の締結の際に、契約の相手が代表権を持っているかどうか、やはりチェックすべきだと思います。

實際の契約の書式としては、まずイントロダクションの部分がありまして、その中に何さんがその会社の代表権を持っているという文言があります。これらのような情報も、やはり参考にすべき情報でございます。どれぐらい正確にお答えできたかわからないですけど、これくらいでよろしいでしょうか。

○質問者 時間が許すなら、もう一步突っ込んだほうがいいかなと思ひまして、例えば代表権者が誰かということは何とか局ということでは分かりますけども、目の前にいる人が代表権者と一致するのかどうかというのは、日本であれば戸籍などを使えば分かると思うんですけど、ラオスの実務では、そこをどうやって確認しているのか、そういうところまでもし教えていただければ、あるいはお時間が許すのであれば教えてください。

○司会 今、目の前にいる人が、その代表者と書かれている人本人なのかどうかを、どうやって確かめるかというご趣旨でしょうか。

○質問者 はい、そうです。これをナロンリットさんのほうから簡潔にお願いします。

○ナロンリット 簡潔に言いますと、身分証明書があります。これで大丈夫ですか。答えになりますか。

○江口:契約に身分証明書の番号を書いて特定する方法を採用することになりそうですね。この方法は、ほかの国でもよく見受けられます。

○ナロンリット そうですね。そのとおりです。ありがとうございます。

○質問者 補足のアドバイスをいただきまして、よくわかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、最後の最後でなかなか本質を突いた質問が出たところで、この短い間でもありますが、第3部、質疑応答セッションを閉じたいと思います。

改めまして、パネリストの皆様、モデレーターの松尾先生、ありがとうございました。

## 閉会挨拶

### 阪井 光平（法務省法務総合研究所国際協力部長）

○阪井 今日は大変白熱した議論があり、大変有意義でございました。ヴィロード大使、ありがとうございます。大野名誉領事もありがとうございます。来ていただいた古賀様、それからアデランスの後藤様、小笠原様、誠にありがとうございます。パネルディスカッションに参加していただきました松尾先生、それから江口・山口両先生も大変ありがとうございます。何よりも、お忙しい中お運びいただきました聴衆の方々、本当にありがとうございます。

大変盛りだくさんな企画にいたしましたので、全体的に消化不良になったかもしれませんが、二つだけ言えることがあると思います。一つは、ラオスがこの取引の基本法たる民法の制定、ならびにこれからの運用に対して、並々ならぬ強い意欲で事を進めているということがわかりました。もう一つは、それを日本の法務省、JICA、そして松尾先生をはじめとする研究者が確実にバックアップしているということもわかっていただいたと思います。

今後、これを機に、法務総合研究所や国際協力機構の活動を少しでも知っていただきたいと思いますので、特に企業の方々、何かございましたらお気軽に法務総合研究所国際協力部にご相談くださいませ。個別の事案に対しての相談には応じることはできませんが、こういう問題点の場合はどうするのかなどということについては、私たちは皆様に対して、いつでも誠実に応えたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ラオスの皆様、今日は長い時間ありがとうございました。大使も来ていただいたのですが、本当に皆さんの国にとっては、今日のこういう行事は大変意義があったと思っております。

若い学生さんも来ていただいてありがとうございます。今後、ラオスの国に対してますます理解を深めていただきまして、二国間の友好関係がさらに増進していくことを願ってやみません。

今後とも、法務総合研究所、国際協力部に対するご協力とご支援を心からお願い申し上げます。

げまして私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野